

史跡武田氏館跡第3次整備基本計画作成業務仕様書

1 委託業務名

史跡武田氏館跡第3次整備基本計画作成業務委託

2 業務対象地

甲府市古府中町・大手三丁目・屋形三丁目（別添位置図参照）

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月25日まで

4 監督員

甲府市教育委員会歴史文化財課 鷹野義朗（文化財主事）

5 業務目的

本市は、平成16年度に『史跡武田氏館跡整備基本構想・整備基本計画』（以下は、「基本構想・基本計画」という。）を策定した。平成24年度には、事業計画を見直すとともに新たな必要な事項を取り入れた『史跡武田氏館跡第2次整備基本計画』（以下は、「第2次基本計画」という。）を策定した。「第2次基本計画」は、武田信虎によって躑躅が崎の地に武田氏館が築かれてから500年の節目を迎える令和元年度を一つの目処にしており、本年度、『史跡武田氏館跡第3次整備基本計画』（以下、「第3次基本計画」という。）を策定することになっている。「第2次基本計画」は遅れが生じており、本業務は今後の事業計画を見直すとともに、文化財保護法の改正によって新たに必要となる事項については、基本計画も含めて検討する。

6 業務概要

(1) 基本事項・業務の進め方

史跡武田氏館跡整備事業は、平成19年度から整備工事に着手している。平成23年度までに第1期整備事業に位置付けられている館跡東側の大手門周辺ゾーンの一面を整備し、史跡公園として開放している。平成27年度までは第2期整備事業に位置づけられている西曲輪ゾーンにおいて南北の枡形虎口の修理工事を終えている。平成28年度からは、地元要望により、第4期整備事業に位置づけられている梅翁曲輪ゾーンにおいて堀（通称松木堀）と土塁の修復工事を先行して実施しており、令和2年度に関しても土塁の修理工事を実施する方向で検討を開始している。

したがって、本業務は令和2年度以降の事業計画を再検討することを主体とし、「基本構想・基本計画」に則って策定した「第2次基本計画」のうち、内容・事業スケジュールの見直しと、今後の事業に要する概算事業費の積算を行い、基本計画を見直すものである。加えて、平成31年4月に改正された文化財保護法に則った史跡の保存・活用等についても新たに検討し、今後の史跡整備事業の中で統一的事項のもと運用できるよう計画を作成すること。

なお、本業務は委託者と協働で進め、その成果を本事業の諮問機関である史跡武田氏館跡保存整備委員会や文化庁に諮り、了承を得た上で成果をまとめるものとする。

(2) 業務内容

主な業務

- ① 史跡および周辺を含む現地調査・課題抽出（平成16年度以降の事業進捗状況や土地利用状況等の確認、課題抽出）
- ② 事業計画作成（年次別工程や事業内容の検討・計画作成）
- ③ 公開活用計画作成（統一した全体整備計画のもとサイン計画・デザインコード、動線作成）
- ④ 便益施設整備及び管理運営計画作成（館跡全体のランドデザインに則った施設整備と管理運営計画の検討）
- ⑤ 概算事業費算出
- ⑥ 史跡武田氏館跡保存整備委員会・文化庁協議資料作成（3回程度の会議資料作成）
※その他打合せに係る資料作成を含む。
- ⑦ 整備基本計画（修正版）作成（甲府市教育委員会検討案に沿って協議）
- ⑧ 整備イメージ図作成（見直し後のイメージパーススケッチ作成）
※史跡武田氏館跡保存整備委員会の学識経験者や文化庁と具体的な検討を行う過程において、個別の業務対象に関しては、変更が生じる場合がある。

⑨成果品作成(電子・冊子)

(3)業務内容の検討

業務は「第2次基本計画」を見直しであるが、基本的な作業内容は大きく分けて2つの要点がある。

1つは既存の「第2次基本計画」で遅れている部分の見直し及び「基本構想・基本計画」に則った新規の事業計画検討である。もう1つは今後の事業内容・スケジュールに伴う概算事業費の算定である。

事業計画に関しては、「第2次基本計画」の事業が遅れていることもあり、実現可能なものを策定することが大きな課題となっている。基礎資料である「基本構想・基本計画」・「第2次基本計画」を使用し、その内容を検討し、実現可能な事業工程・整備内容と、それ以降継続して実施していく整備計画を精査し、検討・算定することが求められる。

また、史跡の南側に位置する梅翁曲輪と北側に位置する北郭を含めた館跡全域の動線および便益施設を検討し、「総合案内所(甲府市武田氏館跡歴史館)」を拠点とした史跡の公開についての検討が必要となる。

また、本業務に係る内容の詳細は、本事業の諮問機関である史跡武田氏館跡保存整備委員会、及び学識経験者で組織される専門委員会で討議し、承認を得なければならない。したがって、計画見直し案や設計案を資料化して委員会へ提出するとともに、必要に応じて委員会に出席して業務内容について説明することとする。

(4)法令等

本業務は、文化財保護法ならびにその他関連法令に適合したものとすること。業務対象地における土地所有者や法的規制も調査し、法令等に反することのないよう留意すること。

(5)その他

見直し等業務の積算単価については、平成31年度公共労務単価等に基づくとともに、仕様の詳細は山梨県県土整備部設計業務共通仕様書第1編共通編に準ずるものとする。

7 提出する成果物

(1)次の書類等を成果報告書として提出する。

①業務概要書

②事業計画の見直しに係る基本方針

③設計説明書

④山梨県県土整備部設計業務共通仕様書第1211条に基づく報告書(設計業務成果概要書・設計計算書等・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果)のうち、本業務に係る書類
※単位数量表がある場合は、図表・計算式が一体となったものを添付すること。

※見積りがある場合は比較表(3社以上)を添付すること。

⑤便益施設設置計画に係る書類

⑥委員会提案資料等一式

⑦整備構想イメージパース図

⑧その他、業務中に必要と認められた書類

以上、ファイル各3部、及び電子データ3部を提出すること。

⑨成果品として製本したものを10冊納品すること。

(2)図面等の電子データはCD-R等に焼き付けて提出とするが、CADのほかPDFも添付すること。

※CADの形式は、JW(必須)・DXF(必須)のほかAI等を含めた3種類とする。

8 成果物の取り扱い

(1)本業務に使用する資料の著作権等の取り扱いには十分注意すること。

(2)本業務の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として甲府市教育委員会に帰属するものとする。

9 その他

(1)仕様書のほか、契約条項、特記仕様書に定めた事項を遵守すること。

(2)本業務については、秘密厳守のこと。

(3)仕様書・特記仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。